別記第五十三号様式（第三十七条関係）

日本国政府法務省	番　　号 年 月 日

認　定　通　知　書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認　定　要　旨

(1) 上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から３日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

(2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。

(3) 上記の認定に服した日から３日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。

(4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

入国審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はＡ列５番とする。